

医療法人孝寿会 倫理規定

平成20年1月22日作成

当法人の職員は、医療・保健・福祉・介護の担い手として、専門職の誇りを持ち、社会的使命と職務の責任を自覚して行動しなければならない。よって、ここに職員が遵守すべき倫理規定を設ける。

職員は、保険・医療・福祉・介護のために、専門性の高い知識と技術を持って、その社会的使命を遂行するために、常に努力しなければならない。専門職としての責任ある行動を旨とし、その名称を辱める行為をしてはならない。

職員は、全ての法律・条例・規則等を遵守しなければならない。

職員は、患者様やご利用者の生活の質（Quality of Life）、身体的生活の質（Quality of Physical Life）の向上のために努力しなければならない。

職員は、生涯にわたって学習し続けなければならない専門職であることを自覚し、自己研鑽に励み、科学を探究する努力を惜しんではならない。

職員は、法人内の他の関連職種及び法人外の関連事業所等と協力して、チーム医療・介護の一員として貢献しなければならない。

職員は、人権を尊重し、全ての人に公平かつ親切に接しなければならない。また、地域住民の信頼を得られるよう、業務中はもとより業務外においても、常に高い品行の維持に努めなければならない。

職員は、職務上知り得た情報について、在職中はもとより退職後においても守秘義務を守らなければならない。

職員は、不当な報酬を得てはならない。